



栃木県公報

令和7(2025)年
10月23日(木)
号外
第48号

目次

教育委員会

○栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正..... 1

企業局

○栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正..... 1

教育委員会

栃木県教育委員会規則第12号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月23日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和28年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略 (栃木県立高等学校の入学考査料及び授業料に関する規則の廃止)</p> <p>2 略 (令和7年度分の授業料等の減免の特例)</p> <p>3 <u>令和7年度分の授業料等に限り、第10条第2項第2号及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定中「高等学校等就学支援金」とあるのは、「高等学校等就学支援金（これに類するものとして教育長が定めるものを含む。）」とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県立学校の授業料等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(高校教育課)

企業局

栃木県公営企業訓令第2号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月23日

栃木県知事 福田 富一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

栃木県発電管理事務所管理規程（昭和47年栃木県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(一般送配電事業者との関係) 第8条 一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）との送電上の責任分界点は、発電所の_____送電線引出口に施設した断路器又は開閉器の外側端子とする。 2 略 (報告事項) 第25条 所長は、発電施設の管理に関し次表の左欄に掲げる報告書のうち所掌事務に係るものを作成し、同表の右欄に掲げる期日までに管理者の権限を行う知事に提出しなければならない。			(一般送配電事業者との関係) 第8条 一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）との送電上の責任分界点は、発電所の <u>6万ボルト又は6,000ボルト</u> 送電線引出口に施設した断路器_____の外側端子とする。 2 略 (報告事項) 第25条 所長は、発電施設の管理に関し次表の左欄に掲げる報告書のうち所掌事務に係るものを作成し、同表の右欄に掲げる期日までに管理者の権限を行う知事に提出しなければならない。		
番号	報告書	提出期日	番号	報告書	提出期日
1	略		1	略	
2	略		2	検針報告書	同
3	定期点検予定表	翌年度分を当年度2月末日まで	3	略	
4	点検作業報告書	点検作業後10日以内	4	定期点検予定表	翌年度分を当年度3月25日まで
5~10	略		5	点検作業報告書	点検作業後5日以内
			6~11	略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(電気課)